

○下関市人口定住促進対策事業実施要綱

平成17年2月13日制定

(目的)

第1条 この要綱は、過疎・離島地域への人口定住促進を図る観点から、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）により指定されている豊田総合支所及び豊北総合支所管内（以下「管内」という。）並びに離島振興法（昭和28年法律第72号）により指定されている蓋井島及び六連島内（以下「島内」という。）に、将来にわたり定住する意思のある者に対し、奨励措置を講じることにより、管内及び島内の人口定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 管内又は島内市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本市の住民基本台帳に管内又は島内の区域が住所として記録された者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条の外国人登録原票に管内又は島内の区域が居住地として登録された者で、当該区域に現に居住するもの
- (2) 定住する意思 永く住むことを前提に、管内又は島内の区域に居住する意思
- (3) Uターン者 本市の住民であった者が市外に転出し、その後、再び本市に転入し、本市に現に住所を有する者
- (4) 新規転入者 初めて本市に転入し、本市に現に住所を有する者
- (5) 住宅の新築 自己の居住の用に供するため、新しく家屋を建てること。
- (6) 住宅の購入 自己の居住の用に供するため、建築後使用されたことのない家屋又は建築後使用されたことのある家屋を取得すること。
- (7) 住宅の増築 自己の居住の用に供するため、既存の家屋を建て増しすること。
- (8) 住宅の賃借 自己の居住の用に供するため、住宅を借り家賃を支払っていること。
- (9) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

下関市人口定住促進対策事業実施要綱

(1) 定住奨励金の支給

(2) 出産祝い金の支給

(交付の対象)

第4条 前条第1号に掲げる定住奨励金の支給対象者は、公務員を除くものとする。

(定住奨励金の支給)

第5条 第3条第1号に定める定住奨励金は、定住する意思をもったUターン者及び新規転入者が、転入後1年以内に住宅の新築、購入、増築又は賃借を行い、管内又は島内に6か月以上継続して居住した場合、予算の範囲内で支給するものとする。

2 前項の奨励金は、1世帯について10万円を支給するものとし、1世帯1回限りとする。

(出産祝い金の支給)

第6条 第3条第2号に定める出産祝い金は、管内又は島内市民が、第3子以降の子を出産し、生計を同じくして6か月以上養育した場合、予算の範囲内で支給するものとする。

2 前項の出産祝い金は、子1人につき20万円を支給する。

(申請)

第7条 第3条第1号の定住奨励金の支給を受けようとする者は、定住奨励金支給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 第3条第2号の出産祝い金の支給を受けようとする者は、出産祝い金支給申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(申請の制限)

第8条 第3条の定住奨励金及び出産祝い金(以下「奨励金等」という。)は、支給要件が整った日から1年を経過した場合は、申請することはできない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(支給の決定)

第9条 市長は、第7条に規定する申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を奨励金等支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(請求)

第10条 前条の規定により奨励金等の支給の決定を受けた者は、奨励金等支給請求書(様式第4号)を速やかに市長に提出するものとする。

下関市人口定住促進対策事業実施要綱

(調査)

第11条 市長は、この要綱の施行に関し必要と認めた場合は、申請内容及び支給状況等について調査し、又は奨励金等の受給者に対して報告を求めることができる。

(奨励金等の返還)

第12条 市長は、奨励金等の受給者が、虚偽の申請その他不正の手段により不当に支給を受けたことが判明したときは、その者に対し支給した奨励金等の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年2月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、豊北町若者定住促進対策事業実施要綱（平成9年4月1日制定）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に、改正前の下関市人口定住促進対策事業実施要綱の規定により支給が決定した者については、なお従前の例による。